

第56回大和市総合スポーツ選手権大会「柔道の部」要項

木々の緑が増し、衣替えの季節になりました。皆様におかれましては御健勝のことと存じます。
大和市柔道協会は活動の目標として「安心・安全」を掲げています。競技としての柔道はもとより、
コロナ、インフルエンザ等の感染拡大防止対策、会場における防犯対策、災害時の避難経路の掲示等を行
い大会運営を致します。

皆様におかれましては無理せず体調を第一に考え、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 主 催 大和市・大和市スポーツ協会
2. 主 管 大和市柔道協会
3. 協 力 (公社)神奈川県柔道整復師会 大和支部(接骨ボランティア)
4. 日 時 令和6年7月14日(日) 午後1時集合 1時30分開会
5. 会 場 大和スポーツセンター 4階 第二武道場
6. 参加資格
 - ・大和市在住、在学(中学生以上)、在勤者及び特別招待者
 - ・大和市内の道場、クラブにて柔道修行中で中学生以上の者
 - ・2024年度全日本柔道連盟に登録している者
 - ・安全面を考慮し、所属長が受け身を習得していると認めた者

*不明な点がある場合、所属の責任者に確認する場合があります。
7. 参加料 1000円(傷害保険料を含む)
8. 申込方法 申込用紙に男子は黒字、女子は赤字で必要事項を明記し、参加料を添えて申込期日までに現金書留で送ること。

申込期日 令和6年6月22日(土) 必着、締め切りとする。以後の申込みは受け付けない。

申込み先 〒252-0801 藤沢市長後 1313-25
大和市柔道協会 会長 大武 修 宛
TEL・FAX 0466-43-4310

問合せ先 三浦 正 TEL・FAX 046-261-8248 メール:naf.atsugi.judo.c@gmail.com
*留守電になっていることが多いためメッセージを残して下さい。折返しご連絡致します。
9. 試合方法 ①中学生の部 男女別 学年別 トーナメント、またはリーグ戦
②一般の部(高校生以上) 男女別 無段の部 有段の部 トーナメント、またはリーグ戦
*年令を考慮に入れ、組み合わせを行う
③試合時間 中学生の部(男女)、一般無段の部(男女)、有段の部(女)は3分。
一般男子有段の部は4分とし、各部とも決着がつかない場合は延長3分とし、旗判定とする

10. 審判規定 国際柔道連盟試合審判規定（2020年改訂の新ルール。中学生は「少年大会特別規定」及び大会申し合わせ事項により行う。
*中学生の部と一般無段の部は「絞め技」「関節技」「三角絞」「逆背負投」「両袖」を禁止とする。
一般有段の部においても「逆背負投」は禁止とする。
11. 表彰 各部優秀選手には賞状並びにトロフィーを授与する
12. その他 ①柔道衣は白で規格に適した清潔なものを着用し、背部に名前、所属のわかるゼッケンをつけること（ゼッケンは外れないよう四辺と対角線を縫う）ゼッケンの無い者は出場を認めない。女子のTシャツは白の無地で「丸首」、ただし、道衣に隠れる部分のワンポイントは可とする。
②出場者全員に傷害保険をかけてあるが、試合中の負傷、疾病は応急処置のみ行い、それ以上の責任を負わない。各自、保険証を持参すること。
③**皮膚真菌症（トングランス感染症）**については、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
④**脳震盪対応について選手及び指導者は下記事項を遵守すること。**
（ア）大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
（イ）大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。
（ウ）練習再開に際しては、脳神経外科診断を受け許可を得ること。
（エ）当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
⑤試合方法については、申込み人数により一部変更することがある。
⑥組み合わせは大和市柔道協会が行う。
⑦大会結果は大和市柔道協会ホームページ、大和市スポーツ協会だより等に掲載予定。氏名を公表したくないものは所属を通じて連絡すること。

<重要なお知らせ>

*靴は各自が袋に入れ、管理して下さい。靴の紛失等が発生していますのでご理解下さい。貴重品も盗難事故が発生していますので、ロッカーの鍵は必ず掛けて利用し、鍵も所属等で管理して下さい。

尚、不慮の事態等で大会が延期または中止になる場合があります。その際は大和市柔道協会ホームページでお知らせすると共に申し込みをされた所属長にお知らせいたします。

この要項に抵触するような事がある場合、所属長は速やかに大会委員長に申し出ること。